



# 水土里ネット大井川右岸だより

平成20年10月1日 発行 第11号

平成20年4月1日 現在

組合員数：9, 232名

受益面積：3, 548ha.

## 理事長 黒田 淳之助 あいさつ

日頃より皆様方には、それぞれの地区で大井川用水の管理、運営にご尽力をいただき、心からお礼申し上げます。

本年1月16日、国営大井川用水右岸管理所、大井川右岸土地改良区の新事務所が菊川インターの近くに建設され竣工式が行われました。この事務所は、農林水産省の監視制御室など大井川右岸管理所としての共同工事であり、右岸土地改良区の負担は、事業費の43%になります。今後、農林水産省と大井川右岸土地改良区の管理委託契約を結びまして当土地改良区が管理を行うこととなります。

また、新水路橋であります。昨年12月17日に通水を開始しております。本格的な田植えを前にして通水ができましたことは、本当に嬉しく思っております。

国営大井川用水農業水利事業から国営農業用水再編対策事業「地域用水機能増進事業」への移行について、いわゆる計画変更の件についてであります。平成11年度から現在の事業が国営400億円、附帯県営事業152億円、合わせて552億円で始まった訳ですが、国営大井川用水農業水利事業も今年で9年目になっております。現在事業実施中ではありますが、事業着手後に非常に都市化が進んでおり、転用される農地が非常に多く、またそれと同時に施設の老朽化、機能低下が進行している支線水路と一体化にして、しかも早急に傷んでいる施設等を修理し早く整備する必要が生じて来たために計画変更が必要となりました。昨年11月28日に農林水産省の計画変更委員会におきまして計画変更が承認され、今後計画変更の概要公告等、法手続きを踏まえて併せて組合員の皆様のご同意をいただくことになっております。この同意徴集につきましては、今までとは違う大変な作業になりますので、是非、受益者の皆様のご協力をお願いいたします。

国営事業に附帯しての県営事業、いわゆる新農業水利システム保全整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業の実施についてであります。平成18年度から平成22年度までの5年間で事業が開始され県営事業5件、菊川左岸幹線地区、掛川幹線地区、横須賀地区の工事が本格的に行われております。工事の進捗により皆様のご協力をいただくことが多いと思いますが、よろしく願い申し上げます。

この大井川用水につきましては、既に皆様ご承知のとおり先人の皆様が大変な苦勞を重ねまして取得した水利権や施設でございます。この用水事業はこの地域にとって無くてはならない財産であります。この先人の皆さんの大きな業績をたたえ、感謝するのは当然でありますけれども、未来に向けて後続く人達に大切な水、施設をしっかりと継承して行くことを改めて感じているところです。皆様方にもお願い申し上げ、また、ご協力いただくことが多いと思いますが、今後共よろしく願い致します。

(平成20年3月28日 第65回通常総代会 挨拶抜粋)



## 第65回 通常総代会報告

平成19年度通常総代会が、平成20年3月28日、菊川市中央公民館において開催されました。議長に菊川市の山下進総代が選出され、「平成20年度一般会計歳入歳出当初予算」「維持管理計画書の一部変更」ほか28件が上程され、全議案いずれも原案どおり可決されました。

また、大井川用水農業水利事業所から、国営事業の進捗状況及び事業計画の変更手続きと今後のスケジュールについて報告がありました。



## 国営大井川用水農業水利事業の計画変更に対する同意取得のお願いについて

平成11年度に着工した再整備事業も9年を経過し、地域の状況等の変化により、事業計画の見直しを行う必要が生じました。なお、今回の計画変更に伴い、防火用水や親水機能などの地域用水機能を増進する事業に移行するため、一部地域で整備されます。これに伴い、総事業費が400億円から560億円に増額され、事業完了年度も平成20年度から平成26年度に延長されます。また、国営事業に係る事業費は、受益者の皆さまの個人負担はございません。

この計画変更を行う場合には、3条資格者（耕作者または土地所有者）の皆さまの同意を得ることが法律で定められております。水利施設の再整備により農業用水の安定供給を図り、地域農業の振興を図るために必要な国営事業の計画変更ですので、ご同意いただけますようお願いいたします。

**平成18年度 事業実績報告**

**○平成18年度 工事实施状況一覧表（県単独事業・適正化事業）**

事業名	施設（地区名）	工事内容	備考
県単独農業農村整備事業	県営曾我用水 （掛川市細田地内）	逆川サイフォン根固工	かごマット 340㎡
適正化事業（27期生） 平成15年度～平成19年度	県営曾我用水 （掛川市大池地内）	用水路漏水補修	漏水補修 488m
適正化事業（29期生） 平成17年度～平成21年度	国営菊川右岸幹線 （掛川市大淵地内）	除塵施設整備補修	除塵機オーバーホール 1基
適正化事業（30期生） 平成18年度～平成22年度	県営加茂用水 （菊川市柳地内）	用水路漏水補修	用水路補修 13m 漏水補修 182m
	県営菊川右岸幹線 （掛川市大淵地内）	用水路漏水補修	漏水補修 326m
農地等高度利用促進事業	国営菊川幹線連絡水路 （菊川市富田地内）	安全施設	ネットフェンス 312m

**○工事实施状況**

《施行前》



《施行後》



**○平成18年度 工事实施状況（管理体制・整備補修費）**

栗原川サイフォン漏水補修工事 外29箇所

**平成18年度 一般会計及び特別会計歳入歳出決算報告**

**○平成18年度 一般会計歳入歳出決算**

歳 入				歳 出			
単位：円				単位：円			
款	項 目	予 算 額	収 入 済 額	款	項 目	予 算 額	支 出 済 額
1	組合費	37,745,000	37,620,040	1	事務費	74,160,000	71,706,898
2	分担金	81,679,000	81,679,000	2	維持管理費	41,653,000	41,300,536
3	補助金	14,463,000	14,463,000	3	事業費	27,990,000	27,878,001
4	交付金	13,320,000	13,320,000	4	分担金及び負担金	12,772,000	10,557,430
5	委託金	682,000	682,500	5	諸費	15,500,000	15,500,000
6	借入金	1,000	0	6	予備費	1,175,000	0
7	雑収入	2,904,000	5,698,579				
8	施設使用料及び管理費	16,408,000	16,752,412				
9	繰越金	6,048,000	6,048,848				
歳入合計		173,250,000	176,264,379	歳出合計		173,250,000	166,942,865

歳入決算額 176,264,379円 歳出決算額 166,942,865円 差引残高 9,321,514円(平成19年度へ繰越)

**○平成18年度 特別会計歳入歳出決算**

会計種別	歳入決算額	歳出決算額	差引残高	摘 要
①非常対策基金積立金	26,314,119円	0円	26,314,119円	平成19年度へ繰越
②事務所建設基金積立金	91,866,223円	29,556,400円	62,309,823円	平成19年度へ繰越
③借入金償還積立金	49,288,242円	0円	49,288,242円	平成19年度へ繰越
④役員退任慰労金及び職員退職金積立金	20,143,506円	5,000円	20,138,506円	平成19年度へ繰越

※平成19年度決算は、今年度の総代会にて議決いただきますので、前々年度決算を記載してあります。

**平成20年度 一般会計及び特別会計歳入歳出予算報告**

**○平成20年度 一般会計歳入歳出予算**

歳 入				歳 出			
款	項 目	本年度予算額	前年度予算額	款	項 目	本年度予算額	前年度予算額
1	組合費	37,626,000	37,745,000	1	事務費	72,730,000	75,235,000
2	分担金	105,972,000	81,433,000	2	維持管理費	38,426,000	44,645,000
3	補助金	13,089,000	11,038,000	3	事業費	8,100,000	8,590,000
4	交付金	7,276,000	4,095,000	4	分担金及び負担金	52,598,000	45,346,000
5	委託金	630,000	682,000	5	諸費	10,000,000	19,000,000
6	借入金	10,000,000	40,000,000	6	予備費	3,000,000	2,479,000
7	雑収入	2,904,000	2,904,000	7	借入金償還金	2,220,000	0
8	施設使用料及び管理費	8,577,000	16,398,000				
9	繰越金	1,000,000	1,000,000				
歳 入 合 計		187,074,000	195,295,000	歳 出 合 計		187,074,000	195,295,000

**○特別会計歳入歳出予算**

会 計 種 別	本年度歳入予算額	前年度歳入予算額	本年度歳出予算額	前年度歳出予算額
①非常対策基金積立金	28,314,000円	29,311,000円	28,314,000円	29,311,000円
②事務所建設基金積立金	4,473,000円	81,441,000円	4,473,000円	81,441,000円
③借入金償還積立金	59,734,000円	38,064,000円	59,734,000円	38,064,000円
④役員退任慰労金及び職員退職金積立金	23,081,000円	21,127,000円	23,081,000円	21,127,000円

**大井川用水農業水利事業に伴う減断水のお知らせ**

大井川右岸地区の各幹線水路の工事実施において半年間（10月期から来年3月期まで）の減断水を行います。（菊川幹線水路・菊川右岸幹線水路・菊川左岸幹線水路）以下のとおり、減断水計画を立てて工事を実施していきますので、重ねてご理解ご協力をお願いいたします。なお、掛川幹線水路につきましては、本年度路線全体の工事を予定しており、この水路に限り、完全断水にて施行いたします。

1 工事期間中の用水手当

◎用水手当と工事実施期間のサイクル

← 3日間減断水（作業） →			← 4日間通水（作業休止） →			
1日め	2日め	3日め	4日め	5日め	6日め	7日め
この間、各幹線水路の工事を行いますので、幹線水路には用水が流下しません。各地からの取水を抑えてくださるようお願いいたします。			この間、各幹線水路の工事を休止し、各幹線水路に用水を流下させます。			

◎池の容量回復

3日間作業～4日間通水を繰り返しますが、各池の容量回復を行うため、1ヶ月ごとに1週間程度、連続で用水を通水する予定です。その間は、工事は作業休止といたします。

2 完全断水のお願い

1月中旬と3月初旬に5日間程度の断水を予定しています。（主に菊川左岸幹線水路において、管路の布設替え時（1月中旬）に予定し、松島分水工水門設備工事において、水門交換時（3月初旬）に予定しております。）この間は、幹線水路沿いの池に頼るしかなく、さらなる節水をお願いいたします。

3 その他

今年度の減断水は、規模的・工期的にも大規模なものになります。営農に支障のないよう努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

**おねがい！用水路にゴミをすてないで！**

用水路に廃棄されたゴミや刈った草などにより、用水の管が詰まり、水があふれたり下流に水が行かなかったりすることがあります。

このゴミを処分するには、スクリーンについたゴミを引上げ、分別して捨てる必要があります。大変な手間とお金がかかります。貴重な水を守るため、用水路にゴミや草を絶対に捨てないようお願い致します。



《流されてきたゴミ》



《スクリーンについたゴミ》

**国営大井川用水農業水利事業の進捗状況**

◎新大井川水路橋「島田市神座～横岡地内」 ◎大胡桃調整池「菊川市高橋地内」 ◎篠ヶ谷調整池「御前崎市新野地内」



平成19年3月22日 完成



平成20年度末 完成予定



平成20年度末 完成予定

**賦課金納入について**

**○賦課金とは？**

毎年4月1日現在の大井川用水受益地（田及び畑）面積に応じてご負担いただくものです。用水の利用や休耕及び転作等に係らず、受益地面積に対して掛かります。

**○賦課金の用途は？**

当土地改良区の運営費として使用し、用水路の整備や補修、維持管理、償還等に充てられます。

**○賦課金の単価は？**

賦課面積の10a当たり1,200円（㎡当たり1.2円）となります。（第65回総代会により議決いただいております。）  
※本年度の納入期日は、10月31日（金）となります。期日までの納入をお願いいたします。

**こんな時には申請及び届出を忘れずに！**

**○組合員・耕作者・賦課義務者に変更があった時**

組合員資格に変更を生じた場合は、土地改良法第43条の規程により、「組合員資格得喪通知書」を速やかに当土地改良区に提出することになっております。この手続きを怠ると、賦課金等が変更前の組合員に賦課されることとなります。主に下記の場合届出が必要となります。このような時は、当土地改良区へご連絡ください。

- ① 農業者年金受給のため、経営移譲をした時
- ② 農地の売買・贈与・賃貸借・交換等で所有者が変更となった時
- ③ 相続及び組合員の死亡、組合員の住所を変更した時
- ④ 指定口座の閉鎖、賦課義務者が変更となった時

**○受益地を農地転用する時、公共事業による買収があった時**

受益地を転用及び地区除外することにより、全体の受益地が減少し、維持管理に必要な各組合員の賦課金の負担が大きくなります。このため土地改良法第42条の規程により、転用及び地区除外される面積に応じて、決済金をお支払いいただきます。この手続きを怠ると、賦課面積が変更されず、翌年度も賦課させていただきます。主に下記の場合届出が必要となります。このような時は、当土地改良区へご連絡ください。

- ① 受益地を宅地等の農地以外に変更する時
- ② 受益地の田を埋め立て、野菜畑等に変更する時
- ③ 国・県・市等の公共事業用地として買収された時

※平成20年度転用決済金は、1㎡当たり100円となります。（第65回総代会により議決いただいております。）

**お問合せ・ご連絡先**

水土里ネット大井川右岸（大井川右岸土地改良区）  
〒439-0031 静岡県菊川市加茂4905番地の2  
電話 0537-35-2413  
FAX 0537-35-8100  
E-mail o-ugan@ooigawaugan.jp  
ホームページ <http://www.ooigawa-yousui.com/>



